機械工事共通仕様書（案）新旧対比表　令和７年３月版

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
1				第1章	総則	1				第1章	総則	
1	1			第1節	総則	1	1			第1節	総則	
						1	1	7		1-1-7	ウィークリースタンス	条文の追加
											監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。	条文の追加
1	1	7		1-1-7	施工計画書	1	1	8		1-1-8	施工計画書	条文追加による修正
1	1	8		1-1-8	承諾図書	1	1	9		1-1-9	承諾図書	条文追加による修正
1	1	9		1-1-9	承諾済の承諾図書	1	1	10		1-1-10	承諾済の承諾図書	条文追加による修正
1	1	10		1-1-10	受注者による発注者の図面の使用	1	1	11		1-1-11	受注者による発注者の図面の使用	条文追加による修正
1	1	11		1-1-11	コリンズ（CORINS）への登録	1	1	12		1-1-12	コリンズ（CORINS）への登録	条文追加による修正
1	1	12		1-1-12	監督職員	1	1	13		1-1-13	監督職員	条文追加による修正
1	1	13		1-1-13	現場技術員	1	1	14		1-1-14	現場技術員	条文追加による修正
1	1	14		1-1-14	工事用地等の使用	1	1	15		1-1-15	工事用地等の使用	条文追加による修正
1	1	15		1-1-15	工事着手	1	1	16		1-1-16	工事着手	条文追加による修正
1	1	16		1-1-16	工事の下請負	1	1	17		1-1-17	工事の下請負	条文追加による修正
1	1	17		1-1-17	施工体制台帳	1	1	18		1-1-18	施工体制台帳	条文追加による修正
1	1	18		1-1-18	受発注者間の情報共有	1	1	19		1-1-19	受発注者間の情報共有	条文追加による修正
1	1	19		1-1-19	受注者相互の協力	1	1	20		1-1-20	受注者相互の協力	条文追加による修正
1	1	20		1-1-20	調査・試験に対する協力	1	1	21		1-1-21	調査試験に対する協力	条文追加による修正
			5	5. 低入札価格調査	受注者は、当該工事が予決令第85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。 (1)受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。 また、書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (2)1-1-7に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (3)受注者は、公共工事機械設備共同調査票(諸経費動向調査)の作成を行い、工事完成後、速やかに発注者に提出しなければならない。 なお、調査票等については、別途監督職員が指示する。				5	5. 低入札価格調査	受注者は、当該工事が予決令第85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。 (1)受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。 また、書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (2)1-1-8に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (3)受注者は、公共工事機械設備共同調査票(諸経費動向調査)の作成を行い、工事完成後、速やかに発注者に提出しなければならない。 なお、調査票等については、別途監督職員が指示する。	番号修正
1	1	21		1-1-21	工事の一時中止	1	1	22		1-1-22	工事の一時中止	条文追加による修正

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
			1	1. 一般事項	発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-56　臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合。 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不適当と認めた場合。 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合。				1	1. 一般事項	発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-57　臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合。 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不適当と認めた場合。 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合。	番号修正
1	1	22		1-1-22	設計図書の変更等	1	1	23		1-1-23	設計図書の変更等	条文追加による修正
1	1	23		1-1-23	工期変更	1	1	24		1-1-24	工期変更	条文追加による修正
1	1	24		1-1-24	支給材料及び貸与品	1	1	25		1-1-25	支給材料及び貸与品	条文追加による修正
1	1	25		1-1-25	工事現場発生品	1	1	26		1-1-26	工事現場発生品	条文追加による修正
1	1	26		1-1-26	建設副産物	1	1	27		1-1-27	建設副産物	条文追加による修正
1	1	27		1-1-27	監督職員による確認及び立会等	1	1	28		1-1-28	監督職員による確認及び立会等	条文追加による修正
1	1	28		1-1-28	数量の算出	1	1	29		1-1-29	数量の算出	条文追加による修正
1	1	29		1-1-29	完成図書及び施工図	1	1	30		1-1-30	完成図書及び施工図	条文追加による修正
1	1	30		1-1-30	発注者による完成図書等の使用	1	1	31		1-1-31	発注者による完成図書等の使用	条文追加による修正
1	1	31		1-1-31	品質証明	1	1	32		1-1-32	品質証明	条文追加による修正
1	1	32		1-1-32	工事完成検査	1	1	33		1-1-33	工事完成検査	条文追加による修正
			7	7. 適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、1-1-27　3. の規定を準用する。				7	7. 適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、1-1-28　3. の規定を準用する。	番号修正
1	1	33		1-1-33	既済部分検査等	1	1	34		1-1-34	既済部分検査等	条文追加による修正
			4	4. 修補	受注者は、検査職員の指示による修補については、1-1-32　5. 規定を準用する。				4	4. 修補	受注者は、検査職員の指示による修補については、1-1-33　5. 規定を準用する。	番号修正
			5	5. 適用規定	受注者は、当該既済部分検査については、1-1-27　3. の規定を準用する。				5	5. 適用規定	受注者は、当該既済部分検査については、1-1-28　3. の規定を準用する。	番号修正
1	1	34		1-1-34	技術検査	1	1	35		1-1-35	技術検査	条文追加による修正
			7	7. 適用規定	受注者は、当該技術検査については、1-1-27　3. の規定を準用する。				7	7. 適用規定	受注者は、当該技術検査については、1-1-28　3. の規定を準用する。	番号修正
1	1	35		1-1-35	部分使用	1	1	36		1-1-36	部分使用	条文追加による修正
1	1	36		1-1-36	施工管理	1	1	37		1-1-37	施工管理	条文追加による修正
1	1	37		1-1-37	履行報告	1	1	38		1-1-38	履行報告	条文追加による修正
1	1	38		1-1-38	週休二日の対応	1	1	39		1-1-39	週休二日の対応	条文追加による修正
1	1	39		1-1-39	工事関係者に対する措置請求	1	1	40		1-1-40	工事関係者に対する措置請求	条文追加による修正
1	1	40		1-1-40	工事中の安全確保	1	1	41		1-1-41	工事中の安全確保	条文追加による修正
1	1	41		1-1-41	爆発及び火災の防止	1	1	42		1-1-42	爆発及び火災の防止	条文追加による修正
1	1	42		1-1-42	後片付け	1	1	43		1-1-43	後片付け	条文追加による修正
1	1	43		1-1-43	事故報告	1	1	44		1-1-44	事故報告	条文追加による修正
1	1	44		1-1-44	環境対策	1	1	45		1-1-45	環境対策	条文追加による修正

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
1	1	45		1-1-45	文化財の保護	1	1	46		1-1-46	文化財の保護	条文追加による修正
1	1	46		1-1-46	交通安全管理	1	1	47		1-1-47	交通安全管理	条文追加による修正
1	1	47		1-1-47	施設管理	1	1	48		1-1-48	施設管理	条文追加による修正
1	1	48		1-1-48	諸法令の遵守	1	1	49		1-1-49	諸法令の遵守	条文追加による修正
1	1	49		1-1-49	官公庁等への手続き	1	1	50		1-1-50	官公庁等への手続き	条文追加による修正
1	1	50		1-1-50	施工時期及び施工時間の変更	1	1	51		1-1-51	施工時期及び施工時間の変更	条文追加による修正
1	1	51		1-1-51	工事測量	1	1	52		1-1-52	工事測量	条文追加による修正
1	1	52		1-1-52	提出書類	1	1	53		1-1-53	提出書類	条文追加による修正
1	1	53		1-1-53	不可抗力による損害	1	1	54		1-1-54	不可抗力による損害	条文追加による修正
1	1	54		1-1-54	特許権等	1	1	55		1-1-55	特許権等	条文追加による修正
1	1	55		1-1-55	保険の付保及び事故の補償	1	1	56		1-1-56	保険の付保及び事故の補償	条文追加による修正
1	1	56		1-1-56	臨機の措置	1	1	57		1-1-57	臨機の措置	条文追加による修正
1	1	57		1-1-57	管理記録の整理	1	1	58		1-1-58	管理記録の整理	条文追加による修正
1	1	58		1-1-58	創意工夫	1	1	59		1-1-59	創意工夫	条文追加による修正
1	1	59		1-1-59	石綿使用の有無	1	1	60		1-1-60	石綿使用の有無	条文追加による修正
2				第2章	機器及び材料	2				第2章	機器及び材料	
2	2			第2節	操作制御設備	2	2			第2節	操作制御設備	
2	2	1		2-2-1	共通事項	2	2	1		2-2-1	共通事項	
			10	10. 各盤の配線及び構造	監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JEM 1425(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265(低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1459(配電盤、制御盤の構造及び寸法)等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。				10	10. 各盤の配線及び構造	監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JIS C 62271-200(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265(低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1459(配電盤、制御盤の構造及び寸法)等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	JEM規格廃止による修正
			13	13. 盤名称板	監視操作制御設備等の盤名称板は、JEM 1425によるもののほか、次によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (1) 名称板の大きさ　：63×315(mm)程度 (2) 材　　質　　：プラスチック(非照光) (3) 文字書体　　：丸ゴシック体 (4) 記入文字　　：監督職員の指示による						監視操作制御設備等の盤名称板は、JIS C 62271-200によるもののほか、次によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (1) 名称板の大きさ　：63×315(mm)程度 (2) 材　　質　　：プラスチック(非照光) (3) 文字書体　　：丸ゴシック体 (4) 記入文字　　：監督職員の指示による	JEM規格廃止による修正
3				第3章	共通施工	3				第3章	共通施工	
3	5	2		3-5-2	素地調整	3	5	2		3-5-2	素地調整	

現行条文

章	節	条	項	項目見出し	現行条文
			1	1. 一般事項	受注者は、被塗装物表面の素地調整を行った後、塗装を行わなければならない。なお、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、次の表の仕様を適用しなければならない。

素地調整種別	素地調整の内容	施工後の金属面（ISO 8501-1）
1種	ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、正常な金属面とする。	Sa21/2相当
2種	ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等を全て除去する。	Sa2、St3相当
3種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部(ふくれ、はがれ、われ等)、さび、その他付着物を全て除去する。	St3相当
4種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2相当

章	節	条	項	項目見出し	現行条文
4				第4章	水門設備
4	1	5		4-1-5	銘板
			2	2. 銘板	銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

仕　様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板
寸　法	200×315(㎜)、250×400(㎜)、315×500(㎜)、400×630(㎜)
材　質	黄銅板、青銅鋳物、ステンレス鋼板のいずれか

章	節	条	項	項目見出し	現行条文
4	7			第7節	操作制御設備及び電源設備
4	7	2		4-7-2	盤内機器構造
			1	1. 一般事項	盤内機器及び盤類は、設計図書に明示した場合を除き、JEM 1425及びJEM 1265の標準状態で支障のないものとする。また、水門等の操作盤の状態表示については、設計図書で指定のない限り適用する技術基準によるものとする。
5				第5章	ゴム引布製起伏堰設備
6				第6章	揚排水ポンプ設備
6	1			第1節	通則
6	1	3		6-1-3	銘板

改定条文（案）

章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
			1	1, 一般事項	受注者は、被塗装物表面の素地調整を行った後、塗装を行わなければならない。なお、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、次の表の仕様を適用しなければならない。	誤句修正

素地調整種別	素地調整の内容	施工後の金属面（ISO 8501-1）
1種	ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、清浄な金属面とする。	Sa21/2相当
2種	ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等を全て除去する。	Sa2、St3相当
3種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部(ふくれ、はがれ、われ等)、さび、その他付着物を全て除去する。	St3相当
4種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2相当

章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
4				第4章	水門設備	
4	1	5		4-1-5	銘板	
			2	2. 銘板	銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。	銘板の材質変更

仕　様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板
寸　法	200×315(㎜)、250×400(㎜)、315×500(㎜)、400×630(㎜)
材　質	青銅鋳物、ステンレス鋼板、アルミニウム板注）のいずれか

注）アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。

章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
4	7			第7節	操作制御設備及び電源設備	
4	7	2		4-7-2	盤内機器構造	
			1	1. 一般事項	盤内機器及び盤類は、設計図書に明示した場合を除き、JIS C 62271-200及びJEM 1265の標準状態で支障のないものとする。また、水門等の操作盤の状態表示については、設計図書で指定のない限り適用する技術基準によるものとする。	JEM規格廃止による修正
5				第5章	ゴム引布製起伏堰設備	
6				第6章	揚排水ポンプ設備	
6	1			第1節	通則	
6	1	3		6-1-3	銘板	

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
			2	2. 銘板の仕様	銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は次の表とする。 仕　様：エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板 寸　法：口径1,000mm未満の場合80mm×125mm以上 寸　法：口径1,000mm以上の場合125mm×200mm以上 材　質：黄銅板、ステンレス鋼板のいずれか				1	1. 一般事項	銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は次の表とする。 仕　様：エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板 寸　法：口径1,000mm未満の場合80mm×125mm以上 寸　法：口径1,000mm以上の場合125mm×200mm以上 材　質：青銅鋳物、ステンレス鋼板、アルミニウム板注）のいずれか 注）アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。	銘板の材質変更
6	9			第9節	監視操作制御設備及び電源設備	6	9			第9節	監視操作制御設備及び電源設備	
6	9	2		6-9-2	監視操作制御方式	6	9	2		6-9-2	監視操作制御方式	
			3	3. 監視操作制御機器	(1) 監視操作制御用機器の設置場所は、機器の機能が正しく発揮される場所で、かつ取扱いの容易な場所とするものとする。 (2) 周囲の環境条件は、JEM 1425、JEM 1265等によるものとし、これ以外の場合は設計図書で明示するものとする。 (3) 運転操作や故障保護用に用いるセンサ類の仕様は、設計図書による。 (4) 運転操作用のセンサ電源は、AC100V又はAC200V、故障保護用のセンサ電源は、DC100V又はDC24Vとする。 (5) 精度及び設定値は、監督職員の承諾を受けるものとする。 なお、設定値は、現地で変更が可能なものとする。				3	3. 監視操作制御機器	(1) 監視操作制御用機器の設置場所は、機器の機能が正しく発揮される場所で、かつ取扱いの容易な場所とするものとする。 (2) 周囲の環境条件は、JIS C 62271-200、JEM 1265等によるものとし、これ以外の場合は設計図書で明示するものとする。 (3) 運転操作や故障保護用に用いるセンサ類の仕様は、設計図書による。 (4) 運転操作用のセンサ電源は、AC100V又はAC200V、故障保護用のセンサ電源は、DC100V又はDC24Vとする。 (5) 精度及び設定値は、監督職員の承諾を受けるものとする。 なお、設定値は、現地で変更が可能なものとする。	JEM規格廃止による修正
7				第7章	ダム施工機械設備	7				第7章	ダム施工機械設備	
8				第8章	トンネル換気・非常用施設	8				第8章	トンネル換気・非常用施設	
8	1			第1節	通則	8	1			第1節	通則	
8	1	2		8-1-2	一般事項	8	1	2		8-1-2	一般事項	
			3	3. 使用材料	トンネル換気・非常用施設に使用する主要材料は、火災時に有毒なガスを発生するものであってはならない。				3	3. 使用材料	(1)トンネル換気・非常用施設に使用する主要材料は、火災時に有毒なガスを発生するものであってはならない。 (2)異種金属を組み合わせて使用する場合は、トンネル内交通への部品等の落下を考慮し、トンネル内に設置する機器において異種金属が接触する箇所及び異種金属の接触腐食を防止するための処置の要否及び内容について監督職員の承諾を得るとともに完成図書に明示するものとする。	･番号付記 ･道路利用者を含む第3者の安全対策を含めた改定
8	4			第4節	ジェットファン設備	8	4			第4節	ジェットファン設備	
8	4	2		8-4-2	ジェットファン	8	4	2		8-4-2	ジェットファン	

章	節	条	項	項目見出し	現行条文	章	節	条	項	項目見出し	改定条文（案）	改定理由
			2	2. ケーシング	(1)ケーシングは、形鋼及び帯鋼を使用したステンレス鋼の鋼板製溶接構造とし、外板の厚さは設計図書に明示した場合を除き1.5mm以上とする。 (2)ケーシングは、保守点検整備作業時に作業等が容易に行え、ケーシング、動力部等分解整備ができる構造とする。 　また、ケーシング部は設計図書に明示した場合を除き、2又は3分割できる構造とする。 (3)ケーシングの内筒壁、外筒壁には吸音材を充填し、吸音材が運転時にも飛散しないように厚さ1.5mm以上のステンレス製多孔鋼板で保護する構造とする。 (4)ケーシング空気流入部の形状は、空気の流入損失の少ない形状とする。 (5)吊り下げ部は十分な強度を有する構造のものとする。 (6)吸込側、又は吐出し側から羽根車及び電動機の点検を行うことのできないものは、ケーシングの羽根車、電動機部付近に点検孔を設けるものとする。 　また、点検孔の蓋は腐食等により脱落しない構造とする。 (7)ケーシングの外側に電動機用の端子箱を設けるものとする。 (8)本体下部に安定板(台座)を設け、路面又は据付台上での安定を図れるものとする。				2	2. ケーシング	(1)ケーシングは、形鋼及び帯鋼を使用したステンレス鋼の鋼板製溶接構造とし、外板の厚さは設計図書に明示した場合を除き1.5mm以上とする。 (2)ケーシングは、保守点検整備作業時に作業等が容易に行え、ケーシング、動力部等分解整備ができる構造とする。 　また、ケーシング部は設計図書に明示した場合を除き、2又は3分割できる構造とする。 (3)ケーシングの外筒壁には吸音材を充填し、吸音材が運転時にも飛散しないように厚さ1.5mm以上のステンレス製多孔鋼板で保護する構造とする。 　なお、内筒壁を有する場合の構造は外筒壁に準じるものとする。 (4)ケーシング空気流入部の形状は、空気の流入損失の少ない形状とする。 (5)吊り下げ部は十分な強度を有する構造のものとする。 (6)吸込側、又は吐出し側から羽根車及び電動機の点検を行うことのできないものは、ケーシングの羽根車、電動機部付近に点検孔を設けるものとする。 　また、点検孔の蓋は腐食等により脱落しない構造とする。 (7)ケーシングの外側に電動機用の端子箱を設けるものとする。 (8)本体下部に安定板(台座)を設け、路面又は据付台上での安定を図れるものとする。	修正
9				第9章	消融雪設備	9				第9章	消融雪設備	
10				第10章	道路排水設備	10				第10章	道路排水設備	
11				第11章	共同溝付帯設備	11				第11章	共同溝付帯設備	
12				第12章	機械式駐車場設備	12				第12章	機械式駐車場設備	
13				第13章	車両重量計設備	13				第13章	車両重量計設備	
14				第14章	車両計測設備	14				第14章	車両計測設備	
15				第15章	道路用昇降設備	15				第15章	道路用昇降設備	
16				第16章	ダム管理設備	16				第16章	ダム管理設備	
17				第17章	遠隔監視操作制御設備	17				第17章	遠隔監視操作制御設備	
18				第18章	河川浄化設備	18				第18章	河川浄化設備	
18	1			第1節	通則	18	1			第1節	通則	
18	1	3		18-1-3	銘板	18	1	3		18-1-3	銘板	
			2	2. 銘板の仕様	銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は次の表とする。 仕　様：機械彫刻式銘板 材　質：黄銅板又はステンレス鋼板				2	2. 銘板の仕様	銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は次の表とする。 仕　様：機械彫刻式銘板 材　質：ステンレス鋼板又はアルミニウム板注） 注）アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。	銘板の材質変更
19				第19章	鋼製付属設備	19				第19章	鋼製付属設備	